

2023 年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生

研究留学生・学部留学生（大学推薦）

〔スーパーグローバル大学創成支援事業枠（4 月開始）〕 募集要項

豊橋技術科学大学は文部科学省が実施する大学推薦による国費外国人留学生（研究留学生・学部留学生）〔スーパーグローバル枠〕を下記のとおり募集します。

なお、本募集要項記載の情報は 2022 年度の文部科学省募集要項に基づくもので、2022 年 12 月頃予定の文部科学省からの 2023 年度募集要項の発表により、募集内容等が変更される可能性がありますのでご了承ください。

記

1. 応募者の資格及び条件（応募者は以下の応募資格・条件をすべて満たしていなければなりません。）

（1）対象

下記①、②のいずれかに該当する者で、2023 年 4 月 1 日現在、学業成績が特に優秀な者（注 1）を対象とする。

① 新たに海外から留学する優秀な者。（【新規（渡日）】）

② 既に日本に滞在しており、本学に入学する優秀な者又は受入大学の学部又は大学院正規課程に在籍している優秀な者。（【新規（国内）】、【再採用】、【再採用（進学）】）

（注 1）直近 1 年間の学業成績係数が 2.50 以上であり、奨学金支給期間中においてもこれを維持する見込みがある者をいう。さらに下記「（5）語学能力」のいずれかの条件を満たす者。

（注 2）推薦予定人数は 10 名である。推薦する学生は以下の (a) (b) それぞれ 5 名程度を上限とし、その総数が 10 名に満たなかった場合に (c) から選考する。

(a) 2023 年 4 月入学の本学グローバル技術科学アーキテクト養成コース（GAC）3 年次入試合格者。

(b) 2023 年 4 月 1 日に本学 GAC の学部に進級予定、または GAC の博士前期課程に学内進学予定の者。

(c) 2023 年 4 月 1 日に本学学部または大学院正規課程に在籍、または入学予定の者。

（2）国籍

日本政府と国交のある国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は、原則として募集の対象とはならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時まで外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。

（3）年齢

研究留学生：原則として 1988 年 4 月 2 日以降に出生した者。

学部留学生：原則として 1998 年 4 月 2 日以降に出生した者。

例外は国籍国の制度・事情（兵役義務・戦乱による教育機会の喪失等）により資格年齢時に応募できなかった者と文部科学省が判断した場合に限られる。個人的事情（経済状況、家族の事情、健康状態、大学又は勤務先の都合等）は一切認めない。

ただし、前年度受給者で再採用によりスーパーグローバル大学創成支援事業枠の国費外国人留学生として採用される者はこの限りでない。

（4）学歴

研究留学生：本学の博士前期課程又は博士後期課程の入学資格を有する者。（入学時点でこの条件を満た

す見込みの確実な者)

学部留学生：本学学部の入学資格を有する者。(入学時点でこの条件を満たす見込みの確実な者)

(5) 語学能力

日本語又は英語のいずれかの能力を有する者として、以下のいずれかの条件を満たす者。

○日本語

- ① 正規課程への入学時点で日本語能力試験 (JLPT) のレベル N2 以上に合格している者。
- ② 大学への入学資格を満たす教育課程を、日本語を主要言語として修了した者。(研究留学生)
- ③ ①相当以上の日本語能力を有していると受入大学において判断できる者。

○英語

- ① 正規課程への入学時点で英語におけるヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) の B2 相当以上の資格・検定試験のスコアを有している者。
- ② 大学への入学資格を満たす教育課程を、英語を主要言語として修了した者。(研究留学生)
- ③ ①相当以上の英語能力を有していると受入大学において判断できる者。

※資格・検定試験のスコアの有効期限：公募開始時から2年以内に取得したもの

(6) 健康

日本留学について心身ともに支障がないと大学が判断した者。

(7) 渡日時期【新規渡日】の者のみ対象

原則として2023年4月1日から4月7日までの間に渡日可能な者。居住地からの出発日も4月1日以降とする。

(8) 査証取得

2023年4月1日現在「留学」の査証を取得していること。

なお、【新規渡日】の者については、渡日前に原則として国籍国所在の在外公館で「留学」の査証を新規取得し、新規に取得した「留学」の在留資格で入国すること。既に他の在留資格(「永住者」,「定住者」等)を有している場合であっても、上記の日付時点で在留資格が「留学」となっている必要がある。なお、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性があることを理解すること。新規に「留学」の査証を取得せずに渡日した場合は、奨学金の支給停止となる。

(9) 対象外

次に掲げる事項に一つでも該当する者については対象外とし、申請を受け付けない。

また、申請後に判明した場合は選考から除外する。(提出した書類は返却しない。)

なお、採用以降に判明した場合には採用を取り消す。

- ① 渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。
- ② 【新規渡日】の者については文部科学省又は受入大学の指定する期日までに渡日できない者。
- ③ 標準修了年限内での修了が不可能である者。(休学者は除く。)
- ④ 本スーパーグローバル大学創成支援事業枠における他大学との重複申請、または日本政府(文部科学省)奨学金制度による他の2023年度奨学金支給開始のプログラムとの重複申請をしている者。
- ⑤ 奨学金支給開始後に日本政府(文部科学省)以外の機関(独)日本学生支援機構、自国政府機関を含む)から奨学金を受給することを予定している者。
- ⑥ 学歴条件を満たす「見込みの者」であって、所定の期日までに当該条件が満たされない者。
- ⑦ 申請時に日本国籍を離脱していることを証明できない二重国籍者。
- ⑧ 申請時から日本以外での研究活動(インターンシップ、フィールドワーク等)や休学等を長期間予定している者。(採用後一時金、支援金、助成金、奨学金等を授受し日本以外で(短期・長期に関わらず)研究活動等を行う場合も認めない。)

(10) その他

日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、卒業後も留学した大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自国と日本との関係の促進に努める者を採用する。

2. 奨学金支給期間

2023年4月から2024年3月までの1年以内。

3. 推薦予定人数

10名（予定）

※ 推薦する学生は以下の(a)(b)それぞれ5名程度を上限とし、その総数が10名に満たなかった場合に(c)から選考する。

- ① 2023年4月入学の本学グローバル技術科学アーキテクト養成コース（GAC）3年次入試合格者。
- ② 2023年4月1日に本学GACの学部に進級予定、またはGACの博士前期課程に学内進学予定の者。
- ③ 2023年4月1日に本学学部または大学院正規課程に在籍、または入学予定の者。

4. 奨学金等

(1) 奨学金

- | | | |
|----------|----|-----------|
| ① 学士課程 | 月額 | 117,000 円 |
| ② 博士前期課程 | 月額 | 144,000 円 |
| ③ 博士後期課程 | 月額 | 145,000 円 |

（日本政府の予算状況により各年度で金額は変更される場合がある。大学を休学又は長期に欠席した場合、その期間の奨学金は支給されない。）

(2) 旅費

文部科学省及び本学は渡日・帰国に係る旅費を負担しない。

(3) 教育費

本学における入学検定料、入学金及び授業料等は本学が負担する（2023年4月～2024年3月まで）。

（当該年度入学の入学者選抜試験合格後、国費外国人留学生に採用された場合、検定料は返金します。）

5. 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、これまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁固に処せられたとき。
- ④ 本学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 本学において学業成績不良や停学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。（ただし休学者は除く。）
- ⑥ 「留学」の在留資格を新たに取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。
- ⑧ 本学を退学したとき又は他の大学院に転学したとき。
- ⑨ 本学がスーパーグローバル大学創成支援事業の対象とならなくなったとき（事業終了も含む。）。

6. 申請方法

自分の直近1年間の学業成績係数が3.00満点で2.50以上あるか、その他の申請資格を満たしているかよく確認してください。

確認後、申請書類等を下記送付先へ申請期限までにメール添付ファイルにて、また、郵送等により原本を送付してください。(メール、郵送、両方必要です。)

【送付先】

豊橋技術科学大学 学生課留学生係
441-8580 愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1
Email : ryugaku@office.tut.ac.jp

7. 申請書類等

- (1) 2023年度日本政府(文部科学省)奨学金留学生申請書〔スーパーグローバル大学創成支援事業枠〕(所定様式)
- (2) 研究計画・研究状況シート(所定様式)
- (3) 最終出身学校の成績証明書(原本または認証謄本。)
成績評価の方法が成績証明書に記載されていない場合はその書類も併せて提出すること。
- (4) 写真(4.5×3.5cm。最近6ヶ月内に撮影したもの。上半身、脱帽、正面。1.申請書の所定の場所に貼付。デジタル写真貼付も可。)
- (5) 語学能力、専門能力を客観的に示す資料(ケンブリッジ英語検定、実用英語技能検定、GTEC、IELTS、TOEFL iBT、TEAP、TEAP CBT、TOEIC L&R/S&W、IELTS、JLPTの証明書若しくは英語を主要言語として教育課程を修了したことを証明する証明書。)
※資格・検定試験のスコアの有効期限：公募開始時から2年以内に取得したもの
- (6) パスポートの写し
- (7) 学業成績エントリーシート(所定様式)
- (8) 国費奨学金申請申告書(所定様式)

【申請書類に関する注意事項】

- ①書類は日本語または英語により作成してください。その他の言語により作成する場合は、日本語または英語による訳文を添付してください。
- ②可能な限り文書作成ソフト等を用いて全てA4版に統一して作成してください。
- ③証明書やその他の公式書類は教育機関や役所により発行されたものでなければなりません。写しを提出する場合は、認証謄本(原本証明された写し)でなければ受け付けません。
- ④提出書類は一切返却しません。原本が一通しかなく再発行されない場合は、認証謄本を提出してください。
- ⑤申請書類に不備がある場合は選考しません。また、申請期限後の提出は受け付けません。
- ⑥大学院正規課程に入学を希望する【新規(渡日)】及び【新規(国内)】の区分の者は本学の受入教員の内諾を得て申請をすること。(<https://www.tut.ac.jp/university/faculty/>)

8. 選考方法

被推薦者の選考は、書類選考・面接により行われます。

9. 申請期限

2022年10月31日(月)

10. 結果通知

(1) 被推薦者の決定通知

2022年12月下旬(予定)までにメールにて結果を通知します。

(2) 採用者の決定通知

2023年3月上旬(予定)にメールにて結果を通知します。

※選考結果に関して、電話・メール等による異議申し立て等は一切受け付けません。

1.1. その他

文部科学省が指定する重点地域からの外国人留学生の受入れを優先します。
(リンク挿入)

この募集要項の内容については変更となる可能性がありますのでご了承ください。

1.2. 問い合わせ先

豊橋技術科学大学 学生課留学生係
441-8580 愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1
Email : ryugaku@office.tut.ac.jp